

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

日刊 動労千葉

86. 1. 9

No. 213

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七〇七

不当処分粉碎でオーバー波出撃へ

動労千葉は、千鉄局長草木名の「スト参加者は全員解雇」なる違法文書、「千葉労」なる全く不当な呼称に對し昨年末、国鉄總裁杉浦、千鉄局長草木を相手どり團結権侵害・損害賠償請求訴訟を行うと同時に、津田沼支部組合員に対する年休の一方的取り消しと賃金カットに対し、賃金請求訴訟を行った。

職場生産点での闘いと
法廷闘争を結合させ反撃を

「公労法第十八条によりスト参加者は解雇されることを強く期待する」なる局長文書の掲示及び個人宅への郵送は、その内容も含め、全く不法・不当極まりないばかりか、マル生当時をも大きく見える暴挙と言わざるをえない。

われわれは、こうした違法と恫喝に屈せず、断固二四時間ストを貫徹しねいた。

しかし、こうした違法・不当を絶対に許しておきわけには行かないという立場で、今回提訴したのである。

局長文書は團結権侵害、
日本国有鉄道法違反だ

動労千葉の主張は、第一に、スト参加者を公労法で一律に解雇することは憲法上出来ない事が判例上確立されているにもかかわらず、それを承知で組合員を恫喝するなどは、團結権侵害の重大な不当労働行為であること。

第二に、国鉄の經營形態について、国会において論議すらされていない段階で、「分割・民営化」による「国鉄再建」（国鉄解体）を推し進め、そ

第三に、処分恫喝をもつて正当な組合活動への不参加を強要する行為は、動労千葉に対する支配介入であり、團結権侵害の不当労働行為であることを、である。

侮辱的、差別呼称を
絶対に許さない

さらに、スト以降、「動労」というのは、まぎらわしいのでやめるよう」との動労革マル松崎の要請を受け入れて行われたと言われる「千葉労」なる呼称も絶対に許しがたいものである。

そもそも、労働組合が自らをどの様に呼称するかは、組合固有の権利であるばかりか、組織結成の理念にかかる重大な問題である。国労、全労を始め、他労組には組合で定めた略称を使いながら、動労千葉のみを侮辱的に差別呼称することは重大な不当労働行為として弾劾されなければならぬものである。

年休は、労働者の基本的権利

また、スト前の十一月二一日、津田沼支部・田中康宏君が申請した二十八日の午後半休を、一旦は承認しながら、後日になつて、二十八日の昼休み時間に集会に参加したことを理由に、一方的に取り消し、賃金カットするやり方も断じて許せないものである。

年休は、労働者の基本的権利であり、正常な業務に支障をきたす場合のみに時期変更権が認められているにすぎないのである。今回のごときやり方は、全く不当極まりないものである。

いずれにせよ、こうした一連の当局の暴挙は、当局がいかに労働者の決起を恐れ、われわれのストライキに迫りつめられているかを如実に示していると言える。

当局の違法・不当を許さず、近々予想される不当処分を打ちやぶり、さらに当局を追いつめ、首切り阻止をかちとるためにも、職場闘争、法廷闘争を結合させ、断固闘いぬこうではないか。

千鉄局長ら相手どり損害賠償請求
（千葉労）
（1/14）

（千葉労）
呼称変更は不当
賠償訴訟
（1/14）

千葉労
千葉動力車労組（中野洋
委員長、約千百人）は六日まで
に、国鉄が社内報で同労組の呼
称を「動労千葉」から「千葉
労」に変えたことについて「呼
称変更は他労組との間に侮辱的
な差別を設けたもので、不当労
働行為にあたる」として国鉄に
訴訟による賠償訴訟を千葉地裁に起
こし、国鉄はこれまでに一千五百
円の支払いを求める損害賠償を請求
した。訴状によると、国鉄はこれまで
で同労組の呼称として同労組が



家庭もちがい版

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！